



工藤建設株式会社

証券コード：1764

第50期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年9月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

◆ 株主総会にご出席いただけない株主様 ◆

同封の議決権行使書用紙の郵送により、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使書到着期限

2021年9月27日（月）午後5時30分まで

詳細はP4をご覧ください。▶

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご来場に代えて、同封の「議決権行使書用紙」の郵送による議決権行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・お土産のご提供は取り止めさせていただきます。

企業理念



- 私たちは、住まいを通して、人々の豊かな生活舞台を創造します。
- 私たちは、常に時代を読み、新しい市場・技術・サービスを開発し、フローレンスブランドを確立します。
- 私たちは、全てのステークホルダーの期待を裏切らないよう全力を尽くします。

目次

第50期定時株主総会招集ご通知.....	3	(提供書面)	
議決権行使のご案内	4	事業報告	13
株主総会参考書類	5	1 会社の現況に関する事項	
第1号議案 剰余金の処分の件		2 会社の状況	
第2号議案 取締役9名選任の件		計算書類	31
第3号議案 会計監査人選任の件		監査報告	47
		会計監査人の監査報告	
		監査役会の監査報告	

ごあいさつ

お客様の感動を 創造する企業を目指して

代表取締役 工藤 英司



株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。また、医療従事者の皆さまをはじめ、社会機能の維持にご尽力いただいているすべての皆さまに心より感謝申し上げます。

ここに第50期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は1966年（昭和41年）に創業した工藤浄水工業所を前身とし、横浜市青葉区で第一歩を踏み出しました。自然豊かな丘陵地帯は東急田園都市線の延伸にしたがって宅地開発が進められ、当社も建築・土木事業を通して地元の発展のために尽力してまいりました。その企業活動の根底にあるのが「地域に必要とされる企業でありたい」という思いです。

そのために、今何が求められ、これから何が必要なのか、社員一人ひとりが考え、必要とされる企業を目指し努力しています。

私どもはお客様の期待や社会の変化をいち早く捉え、既存の事業をあらゆる観点から見直して各サービスの品質を極めていきたいと思っています。「この会社があってよかった」「この事業部があってよかった」とお客様に思っていただけの企業を目指して、これからも一層の努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年9月

証券コード 1764
2021年9月10日

株主各位

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

工藤建設株式会社

代表取締役 工藤 英司

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社：地下会議室 フローレンスホール
（ご案内図を裏表紙に記載いたしましたのでご参照ください。）

3. 目的事項	報告事項	第50期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
		第2号議案 取締役9名選任の件
		第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

● なお、本招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス<https://www.kudo.co.jp/>）においてその内容を掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合

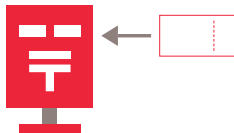


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2021年9月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権
行使期限

2021年9月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	
工藤建設株式会社	御中
株主総会日 2021年9月00日	議決権の数 票
年 月 日	
議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

基準日現在のご所有株式数 株
議決権の数 票

株主番号 _____
工藤建設株式会社

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者に反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示の上、反対される候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

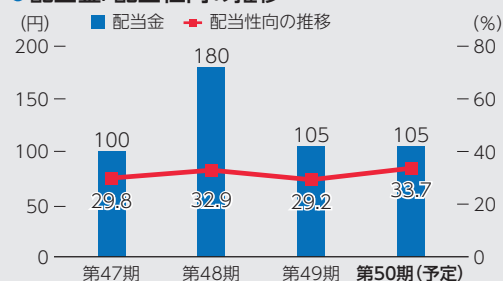
1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 105円 総額 119,863,590円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月29日（水曜日）

〈ご参考〉

利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行っております。そして、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスも考慮し、当面は当期純利益（通期）の30％を配当性向の目標としております。

●配当金/配当性向の推移



当社は2018年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第47期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、配当金を算定しております。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名	地位及び担当	候補者属性		
1	く どう えい し 工藤英司	代表取締役	再 任		
2	く どう たか あき 工藤隆晃	常務取締役 営業全般統括	再 任		
3	ふじ い けん し 藤井研児	常務取締役 介護事業本部長	再 任		
4	た さき いさお 田崎 功	取締役 建設事業部長	再 任		
5	あきざわ しげる 秋澤 滋	取締役 経営管理部長	再 任		
6	なか やま ひとし 中山 仁	取締役 住宅事業部長 兼不動産開発室長	再 任		
7	く どう たか し 工藤隆司	取締役	再 任		
8	うち だ ゆう こ 内田裕子	社外取締役	再 任	社 外	独 立
9	ひら ぬま よし ゆき 平沼義幸	—	新 任	社 外	独 立

再 任

再任取締役候補者

新 任

新任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



くどう えいじ
工藤 英司

再任

● 略歴

1986年 4月	当社入社	1999年 10月	当社専務取締役建設本部長
1987年 8月	当社取締役東京支店支店長	2003年 7月	当社取締役副社長
1992年 7月	当社常務取締役工事本部長	2003年 9月	当社代表取締役副社長
1993年 7月	当社専務取締役	2005年 7月	当社代表取締役(現任)
1999年 9月	株式会社トップ取締役 (現任)		

● 地位 代表取締役

● 担当 ー

● 取締役候補者とした理由

工藤英司氏は、2005年より当社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けた戦略を強力に推進していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1961年 3月 8日生	なし	株式会社トップ取締役
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
39,819株	34年	17 / 17 回

● 略歴

1977年 2月	当社入社	2010年 6月	当社執行役員建物管理事業部長
2001年 7月	当社取締役	2013年 7月	当社常務執行役員
2007年 9月	当社執行役員建物管理事業部長	2013年 9月	当社取締役常務執行役員
2009年 6月	当社執行役員経営管理部長	2017年 9月	当社常務取締役(現任)

● 地位 常務取締役

● 担当 営業全般統括

● 取締役候補者とした理由

工藤隆晃氏は営業部門等で長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており当社の経営基盤の強化及び経営の適正化に尽力してまいりました。企業価値のさらなる向上のために不可欠と判断した為、引き続き、取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1957年 1月 23日生	なし	なし
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
3,146株	8年	17 / 17 回

候補者
番号

2



くどう たかあき
工藤 隆晃

再任

候補者
番号

3



ふじ い けん じ
藤井 研児

再任

● 略歴

1991年 5 月 当社入社
2000年 7 月 当社住宅事業部長
2003年 7 月 当社建設本部執行役員本部長
2005年 7 月 当社執行役員介護事業部長
2007年 11月 当社フローレンスケアたまプラーザ施設長
2008年 9 月 当社執行役員介護事業部長
2013年 9 月 当社取締役執行役員介護事業部長
2019年 9 月 当社取締役介護事業部長
2020年 9 月 当社常務取締役介護事業部長(現任)

● 地位 常務取締役

● 担当 介護事業本部長

● 取締役候補者とした理由

藤井研児氏は、当社における豊富な業務経験と介護事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1962年10月12日生	なし	なし
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
1,140株	8年	17 / 17 回

● 略歴

1983年 4 月 当社入社
2000年 7 月 当社建築部工事課長
2009年 7 月 当社執行役員建設事業部長
2017年 9 月 当社取締役執行役員建設事業部長
2019年 9 月 当社取締役建設事業部長(現任)

● 地位 取締役

● 担当 建設事業部長

● 取締役候補者とした理由

田崎功氏は、当社における豊富な業務経験と建設事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1962年7月10日生	なし	なし
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
1,500株	4年	17 / 17 回

候補者
番号

4



た さ き い さ お
田崎 功

再任

候補者
番号

5



あきざわ しげる
秋澤 滋

再任

● 略歴

1981年 4 月 株式会社横浜銀行入行
2009年 4 月 株式会社横浜銀行から当社へ出向、建物管理事業部長代理
2009年 7 月 当社執行役員建物管理事業部長
2010年 7 月 当社執行役員経営管理部長
2017年 9 月 当社取締役経営管理部長(現任)

● 地位 取締役

● 担当 経営管理部長

● 取締役候補者とした理由

秋澤滋氏は、金融機関での豊富な業務経験と経営管理全般に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者いたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1957年6月15日生	なし	なし
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
500株	4年	17 / 17 回

● 略歴

1990年 4 月 ミサワホーム株式会社入社
2019年 5 月 当社顧問
2019年 7 月 当社不動産開発室長
2019年 9 月 当社取締役
2020年 1 月 当社取締役住宅事業部長兼不動産開発室長(現任)

● 地位 取締役

● 担当 住宅事業部長兼不動産開発室長

● 取締役候補者とした理由

中山仁氏は、住宅メーカーにおいて営業部門の責任者を長年務め、豊富な業務経験と住宅・不動産事業に関する高い知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1967年4月22日生	なし	なし
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
1,000株	2年	17 / 17 回

候補者
番号

6



なかやま ひとし
中山 仁

再任

候補者
番号

7



くどう たかし
工藤 隆司

再任

● 略歴

1988年 4 月	当社入社	2007年 10月	当社執行役員建設事業部長
1992年 5 月	当社取締役	2009年 7 月	当社執行役員フローレンスガーデン事業部長
1998年 8 月	株式会社日建企画代表取締役	2011年 7 月	当社顧問
1999年 9 月	株式会社トップ取締役(現任)	2011年 9 月	当社 取締役(現任)

● 地位

取締役

● 担当

—

● 取締役候補者とした理由

工藤隆司氏は、関係会社の社長、当社の取締役(現職) を長年にわたり務め、その経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1963年7月15日生	なし	株式会社トップ取締役
所有する当社の株式数	取締役就任期間	取締役会出席状況
170株	10年	17 / 17 回

● 略歴

1991年 4 月	大和証券株式会社入社	2017年 9 月	当社社外取締役(現任)
2000年 1 月	有限会社ハーベイロード・ジ ャパン取締役	2019年 9 月	株式会社アイキューブドシ テムズ社外取締役(現任)
2016年 6 月	金沢機工株式会社 社外取締 役(現任)	2021年 5 月	株式会社スイングバイクリエ ーション代表取締役(現任)
2016年 7 月	横浜市港湾審議会 審議委員 (現任)		

● 地位

社外取締役

● 担当

—

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田裕子氏は、経済ジャーナリスト及び生活者としての視点並びに経済・金融に関する知見を有しており、革新的な経営手法や従業員の働き方に関する豊富な知見に基づいた適切な助言をいただくため、引き続き、社外取締役候補者といいたしました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1968年10月29日生	なし	株式会社スイングバイクリエーション 代表取締役
所有する当社の株式数	社外取締役就任期間	取締役会出席状況
—	4年	17 / 17 回

候補者
番号

8



うちだ ゆうこ
内田 裕子

再任

候補者
番号

9



ひらぬま よしゆき

平沼義幸

新任

● 略歴

1982年 4月	株式会社横浜銀行入行	2015年 6月	同 監査役
2009年 4月	同 執行役員相模原駅前支店長	2015年 6月	オーケー株式会社 社外監査役(現任)
2011年 5月	同 執行役員厚木支店長	2019年 6月	株式会社横浜銀行監査役退任
2013年 4月	同 常務執行役員川崎支店長	2019年 6月	一般社団法人横浜銀行協会専務理事(現任)
2015年 3月	同 退任		
2015年 6月	同 顧問		

● 地位 —

● 担当 —

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平沼義幸氏は、株式会社横浜銀行の執行役員及び監査役を務められ、さらに事業会社の監査役としての経験と実績を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役候補者となりました。

生年月日	当社との特別の利害関係	重要な兼職の状況
1960年 3月28日生	なし	一般社団法人横浜銀行協会 専務理事
所有する当社の株式数	社外取締役就任期間	取締役会出席状況
—	—	— / — 回

- (注) 1. 取締役候補者工藤英司氏及び工藤隆司氏は、当社の親会社である株式会社トップの取締役をそれぞれ兼務しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 内田裕子氏及び平沼義幸氏は、社外取締役候補者であり、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
4. 当社は、内田裕子氏との間に、会社法第427条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額となります。
5. 当社は、平沼義幸氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額となります。

第3号議案 会計監査人選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人である清陽監査法人は、任期満了により退任となります。これに伴い、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人F R I Qを会計監査人に選任することをお願いしたいと存じます。

なお、監査役会が、監査法人F R I Qを会計監査人候補者とした理由は、当社の会計監査人評価・選定基準に従って、当社の事業形態及び事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等について、複数の監査法人を対象として比較検討した結果、監査法人F R I Qが、総合的に判断し後任として、適切であるとしたものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。 (2021年8月2日現在)

名 称	監査法人F R I Q		
事 務 所	東京都新宿区新宿二丁目5番12号		
沿 革	2021年1月 設立		
概 要	資本金	8百万円	
	構成人員	代表社員（公認会計士）	2名
		社 員（公認会計士）	6名
			以上

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況で推移しております。感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を推進するなかで、政府による各種政策の効果等や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されているものの、感染拡大による社会経済活動への影響が、内外経済活動を下振れさせるリスクの高まりに十分注意する必要がある状況です。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移してきており、新型コロナウイルス感染症の影響による民間企業の経営環境の悪化に伴う建設投資は持ち直しの動きがみられますが、今後も建設需要やニーズの変化に対して注視が必要な状況が続いております。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による新設住宅着工戸数は持家・分譲住宅においてはおおむね横ばいとなっており、貸家においては底堅い動きとなっております。

介護業界におきましては、高齢化率の上昇及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会インフラとしてサービスの安定供給への期待が一層高まるなか、業界の有効求人倍率が高い数値で推移しており、引き続き介護人材の確保と組織づくりが介護事業者の課題となっております。

このような情勢のなか、当社は、神奈川・東京を中心とした営業エリアにおいて、お客様の感動を創造し、人生のさまざまなステージを支える生活舞台創造企業を目指して事業展開を図ってまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高198億1百万円（前事業年度比6.2%増）、営業利益6億1百万円（前事業年度比10.9%減）、経常利益5億51百万円（前事業年度比5.6%減）、当期純利益3億55百万円（前事業年度比13.3%減）となりました。

●業績ハイライト

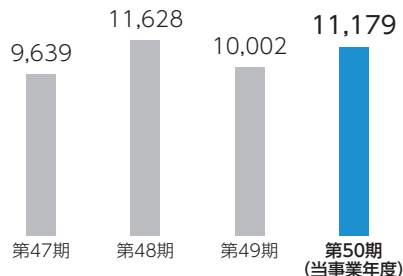
売上高	198億 1百万円 前事業年度比6.2%増	営業利益	6億 1百万円 前事業年度比10.9%減
経常利益	5億 51百万円 前事業年度比5.6%減	当期純利益	3億 55百万円 前事業年度比13.3%減

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

建設事業



売上高（単位：百万円）

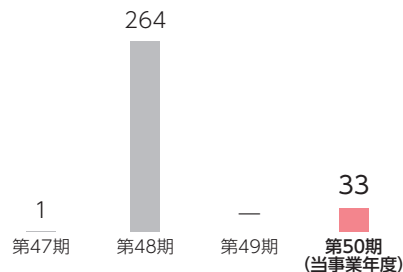


当事業年度における受注高は、建設部門、住宅部門を合わせ91億27百万円(前年同期92億35百万円)となりました。完成工事高につきましては、建設部門、住宅部門ともに手持ち工事の順調な進捗により、111億79百万円(前年同期比11.8%増)となりましたが、営業利益は、前年同期に比して好採算案件が減少したこと等により、6億78百万円（前年同期比9.3%減）となりました。

不動産販売事業



売上高（単位：百万円）

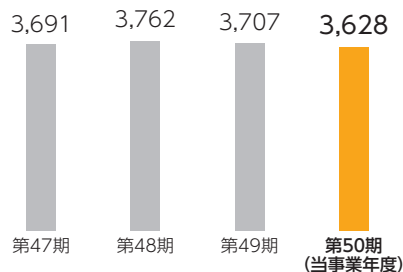


不動産部門に係る売り上げは仲介手数料のみとなりました。
（参考：前年同期売上高はございません）

建物管理事業



売上高（単位：百万円）

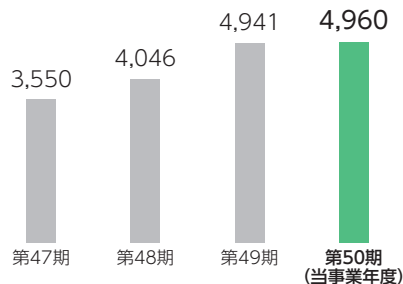


建物管理部門では、サブリース物件の減少により、売上高は36億28百万円（前年同期比2.1%減）となりましたが、賃貸事業全般の収支改善に加え前年度発生した引当金の追加計上がなかったことにより、営業利益は2億38百万円（前年同期比46.7%増）となりました。

介護事業



売上高（単位：百万円）



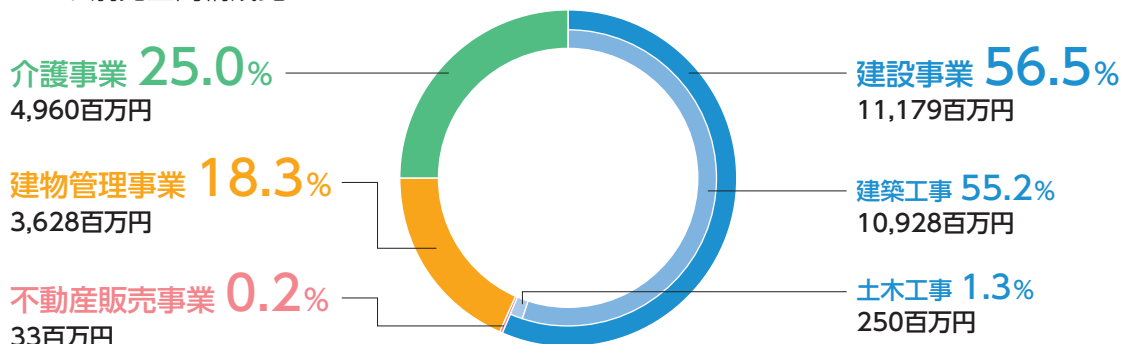
介護部門では、施設全体の入居率が増加したことにより、売上高は49億60百万円（前年同期比0.4%増）となりましたが、本年3月に開所した新規施設に伴う費用の増加により、営業利益は2億60百万円（前年同期比20.1%減）となりました。

●当事業年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	次事業年度繰越高
建設事業	建築工事	8,129	7,890	10,928	5,091
	土木工事	111	1,236	250	1,097
	小 計	8,240	9,127	11,179	6,188
不動産販売事業		—	—	33	—
建物管理事業		—	—	3,628	—
介護事業		—	—	4,960	—
合計		8,240	9,127	19,801	6,188

●セグメント別売上高構成比



2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、リースを含めて115百万円であります。主なものは、介護事業の設備改修等79百万円及びソフトウェア等16百万円、本社ソフトウェア等16百万円であります。

3. 資金調達の状況

当事業年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

ワクチン接種の進展はあるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明なうえ、各地で相次ぐ自然災害等も加わり、今後のわが国経済は、当面極めて厳しい状況が続くものと見込まれます。

当社はこのような環境のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた機動的な対応を取りつつ、安定的に利益を確保すべく、以下の通り事業展開を図ってまいります。

建設部門につきましては、公共、民間ともに新規建設投資は厳しさが増してくるものと推測されます。今後の需要増加が見込まれる社会インフラや集合住宅等の老朽化に伴う防災・減災対策、維持・更新、リニューアル分野などの強化に引き続き取り組んでまいります。一方、慢性的な建設技術者および技能労働者不足は深刻であり、これらを解決するための生産性向上施策や働き方改革への取り組みを着実に進めてまいります。

住宅部門につきましては、低水準で推移する住宅ローン金利や政府による住宅取得推進策等の後押しはあるものの、人口及び世帯数の減少や空き家対策など住宅市場を取り巻く環境は大きく変化していくものと思われます。新型コロナウイルスの感染が再拡大する可能性も高まっており、集客数の減少が受注の減少に結び付く可能性があり、こうした環境変化に対応しつつ、地域密着型の営業体制を強化し、安定した受注確保と収益力の向上に取り組めます。

建物管理部門につきましては、保守ならびに修繕工事部門の収益力向上、賃貸マンションを中心にした管理物件の着実な増加の実現によるストックビジネスの強化が重要な課題となっています。また、サブリース物件における、新型コロナウイルス感染症の長期化によるテナントの退去あるいは一部業種での賃料引き下げ要請への適時適切な対応、さらには、当社支払賃料の適正化による収支改善等、賃貸事業リスク管理の強化に引き続き取り組む必要があります。

介護部門につきましては、当社が老人ホーム運営を中心に行っていることから、感染防止策として外部からの入館制限や関係者の検温、健康チェック、手洗い、うがい、手指消毒、マスクの着用に加え、施設内の換気やアルコール消毒等を行う必要があります。また、介護サービス需要の拡大に伴う労働者不足への対応は重要な課題と認識しており、新卒採用の強化や従業員の処遇改善など職場環境整備に取り組めます。

全体としては事業競争力・収益力の強化と経営効率化を図るとともに、コンプライアンスの徹底を最重点課題と認識し、内部統制システムの整備を継続して推進してまいります。

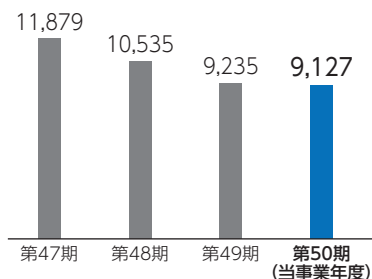
5. 財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2018年6月期)	第48期 (2019年6月期)	第49期 (2020年6月期)	第50期 (当事業年度) (2021年6月期)
受 注 高 (百 万 円)	11,879	10,535	9,235	9,127
売 上 高 (百 万 円)	16,882	19,702	18,650	19,801
経 常 利 益 (百 万 円)	581	1,050	584	551
当 期 純 利 益 (百 万 円)	435	697	410	355
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	335.54	546.97	359.30	311.58
総 資 産 (百 万 円)	11,853	13,085	13,889	13,560
純 資 産 (百 万 円)	3,823	3,953	4,146	4,394

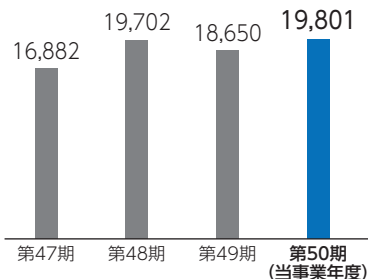
(注) 1. 1株当たり当期純利益の計算については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は2018年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第47期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

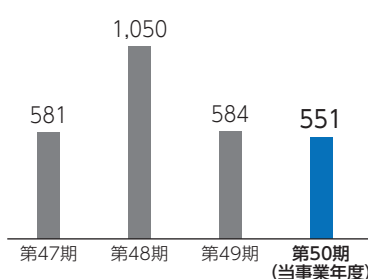
受注高 (単位：百万円)



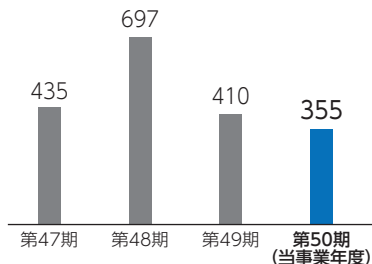
売上高 (単位：百万円)



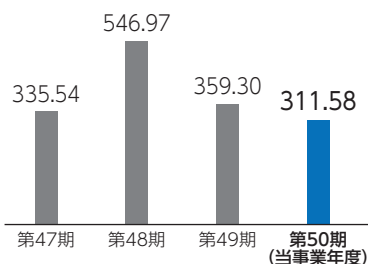
経常利益 (単位：百万円)



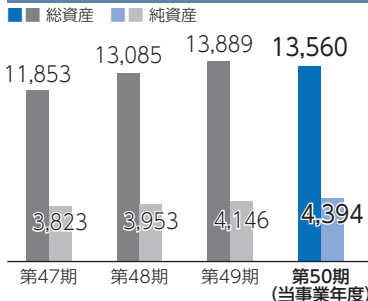
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

当社の親会社は株式会社トップであり、同社は当社の株式557千株（持株比率48.80％）を保有しており、当社は親会社から兼務役員の派遣を受けております。

(2)子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

当社グループの主な事業内容は次のセグメントの通りであります。

- 建設事業 : 建設・土木工事の設計・施工・監理及び請負、戸建住宅の設計、施工及び請負を行っております。なお関連業務を行う関連会社1社(㈱東洋リース) がございます。
- 不動産販売事業 : 土地、建物の販売を行っております。
- 建物管理事業 : 建物の保守点検・管理事業・家賃収納代行など建物総合管理業務並びに賃貸業務を行っております。なお賃貸事業に付帯する管理等については、関連会社1社（㈱日建企画）が行っております。
- 介護事業 : 介護保険法に基づく高齢者向け介護事業のうち、主に介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）の運営を行っております。

8. 主要な事業所・営業所（2021年6月30日現在）

本社	神奈川県横浜市青葉区四丁目33番地10	[建設事業部・住宅事業部・介護事業部]
支店	東京支店(東京都港区)	
営業所	港北ニュータウン営業所(横浜市都筑区)	[建物管理事業部]
介護施設	《神奈川県エリア》	
	フローレンスケア美しが丘(横浜市青葉区)	フローレンスケアたまプラーザ(川崎市宮前区)
	フローレンスケア港南台(横浜市港南区)	フローレンスケア宿河原(川崎市多摩区)
	フローレンスケア横浜森の台(横浜市緑区)	フローレンスケア宮前平(川崎市宮前区)
	フローレンスケア溝の口(川崎市高津区)	フローレンスケアたかつ(川崎市高津区)
	フローレンスケアホーム鎌倉(鎌倉市)	フローレンスケアホーム川崎大師(川崎市川崎区)
	フローレンスホーム洋光台(横浜市磯子区)	
	《東京エリア》	
	フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘(東京都府中市)	フローレンスケア芦花公園(東京都世田谷区)
	フローレンスケア荻窪(東京都杉並区)	フローレンスケアホーム千鳥町(東京都大田区)
	フローレンスケア調布(東京都調布市)	

9. 従業員の状況（2021年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子 292 名	+5 名	39.6 歳	8.8 年
女子 312	+34	44.3	4.3
合計又は平均 604	+39	42.0	6.5

（注） 平均年齢・平均勤続年数は派遣・出向社員は除いております。

10. 主要な借入先（2021年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,995 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	273 百万円
株式会社きらぼし銀行	200 百万円
株式会社商工組合中央金庫	81 百万円
株式会社神奈川銀行	72 百万円
横浜信用金庫	45 百万円

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2021年6月30日現在)

- 1.発行可能株式総数 4,400,000株
- 2.発行済株式の総数 1,141,558株（自己株式 189,662株を除く）
- 3.株主数 846名
- 4.大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ト ッ プ	557,100 株	48.80 %
工 藤 英 司	39,819 株	3.49 %
株式会社MOMOコーポレーション	39,700 株	3.48 %
株 式 会 社 横 浜 銀 行	39,100 株	3.43 %
工 藤 次 郎	33,513 株	2.94 %
八 重 沢 知 正	32,015 株	2.80 %
工 藤 建 設 従 業 員 持 株 会	20,100 株	1.76 %
川 本 工 業 株 式 会 社	18,060 株	1.58 %
武 笠 清 一 郎	18,000 株	1.58 %
株 式 会 社 吉 永 商 店	15,600 株	1.37 %

（注）1. 自己株式189,662株を保有しておりますが、大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式（189,662株）を控除して計算しております。

5.その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項(2021年6月30日現在)

1.取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
工 藤 英 司	代 表 取 締 役	株式会社トップ 取締役
工 藤 隆 晃	常 務 取 締 役	営業全般統括
藤 井 研 児	常 務 取 締 役	介護事業部長
田 崎 功	取 締 役	建設事業部長
秋 澤 滋	取 締 役	経営管理部長
中 山 仁	取 締 役	住宅事業部長兼不動産開発室長
工 藤 隆 司	取 締 役	株式会社トップ 取締役
太 田 嘉 雄	取 締 役	
内 田 裕 子	取 締 役	株式会社スイングバイクリエーション 代表取締役
庄 司 盛 弘	常 勤 監 査 役	
苔米地 邦 男	監 査 役	税理士
水 上 亮比呂	監 査 役	公認会計士

- (注) 1. 取締役太田嘉雄氏及び内田裕子氏は、社外取締役であります。
 2. 社外取締役太田嘉雄氏及び内田裕子氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。
 3. 監査役 苔米地邦男氏及び水上亮比呂氏は、社外監査役であります。
 4. 社外監査役苔米地邦男氏及び水上亮比呂氏を、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。
 5. 社外監査役苔米地邦男は税理士、また、社外監査役水上亮比呂は公認会計士であり、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

① 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針)を定めております。決定方針は2021年7月に設置した報酬委員会において、これまでの方針を一部変更した方針案を審議・承認し、報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

② 当該方針の内容の概要

決定方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計するものとします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成します。

各取締役の基本報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月次報酬とし、他社水準、取締役の職責・在任年数、従業員の給与水準、経済情勢、業績等を勘案して決定するものとします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益等を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定し、毎年、賞与として一定の時期に支給するものとします。

取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行うこととします。

取締役会の委任を受けた代表取締役は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等(基本報酬の額及び賞与の額)の内容を決定するものとします。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬委員会に取締役の報酬等に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。また、各監査役の報酬額は、他社の水準等を考慮し、監査役の協議により決定しております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に従うものであると判断しております。

(2)業績連動報酬等に関する事項

取締役の報酬のうち業績連動報酬等は、業績連動の指標を営業利益等とし、さらに株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額及び各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、事業部門ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

選定した業績指標の当事業年度における内容として、当初の計画の営業利益は5億30百万円、当事業年度における実績の営業利益は6億1百万円であります。

(3)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1993年9月28日開催の第22期定時株主総会で決議されており、決議の内容は「取締役報酬限度額は年額420百万円以内」、「監査役の報酬限度額は年額50百万円以内」であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役は2名であります。

(4)取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役工藤英司が各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会の答申を受ける措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

(5)取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役	140,006	118,206	21,800	9
(うち社外取締役)	9,000	9,000	—	(2)
監 査 役	12,999	12,999	—	5
(うち社外監査役)	4,299	4,299	—	(4)

(注)1. 上記に記載してあります業績連動報酬は「役員賞与引当金繰入額」であります。

2. 支給人数及び支給額には、2020年9月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名を含んでおります。

4.社外役員に関する事項(2021年6月30日現在)

(1)社外役員の重要な兼職先と当社の関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	太田 嘉雄	—	—
	内田 裕子	株式会社スイングバイクリエーション	代表取締役
社外監査役	苫米地 邦男	苫米地税理士事務所	所長
	水上 亮比呂	水上公認会計士事務所	代表

(注)社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	太 田 嘉 雄	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、経営者としても豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明と当社の経営課題について必要な発言を行っております。
	内 田 裕 子	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、ジャーナリスト及び生活者としての視点ならびに経済・金融に関する知見に基づき議案の審議に必要な意見表明と当社の経営課題について必要な発言を行っております。
社外監査役	苫米地 邦 夫	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。
	水 上 亮比呂	社外監査役就任後開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

(3)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	果たすことが期待される役割	期待される役割に関して行った職務の概要
太 田 嘉 雄	経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待	経営経験者としての専門的な知見を活かし、主にリスク管理等に関し経営陣に対して意見を述べるとともに、経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。
内 田 裕 子	経済ジャーナリストとして豊富な取材で得た情報を活かし、深い洞察力と客観的な視点から、革新的な経営手法や従業員の働き方に関する豊富な知見に基づいた適切な助言を期待	経済ジャーナリストとして豊富な取材で得た情報を活かし、企業変革事例や従業員の働き方改革、女性活躍等に関し、経営陣に対して意見を述べるとともに、適切な助言をいただいた。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清陽監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 26百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出などについて必要な検証を行ったうえで、当該金額について同意いたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があり、会社の会計監査人であることにつき会社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか当該会計監査人であることによって会社の運営に支障があると判断されるときには、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「工藤建設行動規範」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、「社内通報規程」を制定する。
- ④ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「社内通報規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び職員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って適切に作成、保存又は廃棄される。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ② 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④ 取締役会は、中期計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。
- ⑤ 取締役の指名及び報酬等の決定に関する客観性・透明性を確保し、もって実質的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社との取引について、取引条件の決定に関するガイドラインを策定し、このガイドラインに従って取引条件を決定する。
- ② 親会社との重要な取引については、親会社の役員との兼任役員は審議及び決議に参加しないこととし、この役員を除き社外取締役を含む取締役全員一致の承認を得る。

(6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求める資質について、取締役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ② 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒などについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
- ③ 監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- ④ 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役会の外、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各事業部に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

3. 親会社等との間の取引に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	5,486,307
現金	2,788,410
受取手形	583
完成工事未収入金	731,349
不動産事業未収入金	6,162
介護事業未収入金	721,536
未成工事支出金	393,597
不動産事業支出金	398,274
貯蔵品	38,948
短期貸付金	7,500
前払費用	303,331
立替金	55,108
その他の	47,125
貸倒引当金	△5,618
固 定 資 産	8,073,882
有形固定資産	3,318,504
建物・構築物	726,592
車両運搬具	5,918
工具器具・備品	95,569
土地	1,945,680
リース資産	544,743
無形固定資産	167,864
のれん	103,317
ソフトウェア	38,922
その他の	25,624
投資その他の資産	4,587,513
投資有価証券	144,061
関係会社株式	6,600
長期貸付金	182,575
前払年金費用	122,715
長期前払費用	32,171
破産更生債権等	2,352
差入保証金	3,885,311
繰延税金資産	124,605
その他の	94,236
貸倒引当金	△7,116
資 産 合 計	13,560,189

(単位：千円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	5,054,011
工事未払金	973,049
不動産事業未払金	57,370
短期借入金	700,000
1年以内返済予定長期借入金	667,675
1年以内償還予定社債	30,000
リース債務	66,955
未払金	332,798
未払法人税等	126,135
未払費用	238,761
未成工事受入金	711,878
預り金	468,256
完成工事補償引当金	55,182
賞与引当金	82,807
役員賞与引当金	21,800
転貸損失引当金	28,662
その他の	492,680
固 定 負 債	4,111,431
社債	40,000
長期借入金	1,299,572
リース債務	598,045
預り保証金	2,015,549
長期預り金	7,631
資産除去債務	20,586
転貸損失引当金	128,028
その他の	2,018
負 債 合 計	9,165,443
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	4,386,360
資本	867,500
資本剰余金	549,500
資本準備金	549,500
利益剰余金	3,466,096
利益準備金	149,062
その他の利益剰余金	3,317,034
繰越利益剰余金	3,317,034
自己株式	△496,735
評価・換算差額等	8,385
その他有価証券評価差額金	8,385
純 資 産 合 計	4,394,746
負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,560,189

損益計算書

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売	上	高						
完	成	工	事	高			12,194,291	
不	動	産	業	等	売	上	2,646,518	
介	護	事	業	売	上	高	4,960,358	19,801,167
売	上	原	価					
完	成	工	事	原	価		10,461,704	
不	動	産	業	等	売	上	2,275,882	
介	護	事	業	売	上	原	4,525,804	17,263,390
売	上	総	利	益				
完	成	工	事	総	利	益	1,732,587	
不	動	産	業	等	総	利	370,635	
介	護	事	業	総	利	益	434,553	2,537,777
販	売	費	及	び	一	般		1,936,466
営	業	外	利	益				601,310
営	業	外	収	入				
受	取	利	息	配	当	金	12,296	
助	成		金	収		入	46,301	
雑			収			入	17,057	75,655
営	業	外	費	用				
支	払		利			息	101,968	
支	払	手	数			料	16,467	
社	債		利			息	191	
貸	倒	引	当	金	繰	入	2,512	
雑			損			失	3,929	125,069
経	常		利	益				551,897
特	別		利	益				
事	業	譲	渡	益			11,625	11,625
特	別		損	失				
固	定	資	産	除	却	損	0	0
税	引	前	当	期	純	利		563,522
法	人	税、	住	民	税	及	203,702	
法	人	税	等	調	整	額	4,105	207,807
当	期		純	利	益			355,715

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2020年7月1日残高	867,500	549,500	149,062	3,081,197	3,230,259	△496,387	4,150,871	△4,401	4,146,469
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△119,877	△119,877	－	△119,877	－	△119,877
当 期 純 利 益	－	－	－	355,715	355,715	－	355,715	－	355,715
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△348	△348	－	△348
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	12,787	12,787
事業年度中の変動額合計	－	－	－	235,837	235,837	△348	235,489	12,787	248,276
2021年6月30日残高	867,500	549,500	149,062	3,317,034	3,466,096	△496,735	4,386,360	8,385	4,394,746

個別注記表

計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法に基づく原価法
不動産事業支出金	個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
貯蔵品	移動平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
------------------	--

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物・構築物 6～50年

工具器具・備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、のれんについては、取得後5年間で均等償却し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に充てるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）における定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

転貸損失引当金	建物管理事業において、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
---------	---

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理の方法によっております。但し、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動のリスクヘッジに利用することを基本としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

当事業年度より、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

工事進行基準による完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 2,263,045千円

(内、翌事業年度以降に完成する工事の完成工事高 496,207千円)

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお工事進行基準を適用する工事の事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末日における工事進捗度を合理的に見積る必要がありますが、建設資材単価や労務単価等が、請負契約締結後に予想を超えて大幅に上昇する場合など、工事原価総額の見積りには不確実性を伴うため、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。） 1,853,517千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債務 2,094千円

長期金銭債務 8,895千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関借入金につき担保に供している資産

現金預金 295,409千円

介護事業未収入金 156,059千円

建物 539,696千円

土地 1,635,689千円

投資有価証券 94,017千円

差入保証金 1,258,531千円

計 3,979,403千円

上記に対応する債務

短期借入金 460,000千円

1年以内返済予定長期借入金 602,684千円

長期借入金 1,237,705千円

計 2,300,389千円

② 土地賃貸契約に係る保証金の返還請求権につき担保に供している資産

土地 124,990千円

上記に対応する債務

預り保証金 74,140千円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額 2,400,000千円

借入実行残高 560,000千円

差引残高 1,840,000千円

(5) 財務制限条項

① 当社は、(株)横浜銀行との間で、返済期限を2022年6月15日とする当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在200,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、(株)横浜銀行の当社に対する請求により本契約は

終了することとなります。

(i) 決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。

(ii) 決算期末日（各事業年度の末日）における連結及び単体の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

② 当社は、㈱横浜銀行との間で、返済期限を2028年3月31日とする金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在482,141千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項に抵触した場合は、㈱横浜銀行の当社に対する請求により本契約のスプレッドは契約要綱に定める利率(年率)に変更されることとなります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。

③ 当社は、㈱三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2022年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在260,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項（i）から（ii）が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。

また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。）の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日（翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日（当該日を含む。）までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日）（当該日を含む。）から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日（当該日を含む。）までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」＝原契約の「利率」＋0.5%

- (2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。
- (i) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (ii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ④ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2021年11月30日とする当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。
- 毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2019年6月期末の純資産の部の金額の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。
- ⑤ 当社は、㈱りそな銀行との間で、返済期限を2021年12月30日とする相対型コミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、㈱りそな銀行の当社に対する通知により、当社は㈱りそな銀行に対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払い、かつ、本契約は終了することとなります。
- (i) 本契約締結日以降の決算期(第二四半期を含まない)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- (ii) 本契約締結日以降の決算期(第二四半期を含まない)の末日における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- (6) 偶発債務
- 保証債務
- 次の保証先について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
- | | |
|-----------|----------|
| 医療法人社団和五会 | 30,000千円 |
|-----------|----------|

5. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高

33,384千円

売上原価

32,054千円

営業取引以外の取引による取引高

3,630千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

区分	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式	1,331	—	—	1,331
自己株式	189	0	—	189

(注) 1. 株式の種類は、すべて普通株式であります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2020年9月29日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

イ. 配当金の総額 119,877千円

ロ. 1株当たり配当額 105.0円

ハ. 基準日 2020年6月30日

ニ. 効力発生日 2020年9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

イ. 配当金の総額 119,863千円

ロ. 配当の原資 利益剰余金

ハ. 1株当たり配当額 105.0円

ニ. 基準日 2021年6月30日

ホ. 効力発生日 2021年9月29日

(注) 2021年9月28日開催予定の定時株主総会において、議案として付議する予定であります。

(3) 新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また、運転資金のために必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金、介護事業未収入金等及びその他金銭債権である貸付金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規程に基づき、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年9ヶ月後であります。このうち一部については、変動金利であり金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。預り保証金は、賃貸契約の保証金として預かったものであり、入居者ごとに残高を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注) 2 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金預金	2,788,410	2,788,410	－
② 完成工事未収入金	731,349	731,349	－
③ 介護事業未収入金	721,536	721,536	－
④ 投資有価証券	107,575	107,575	－
⑤ 長期貸付金	182,575		
貸倒引当金（※1）	△5,138		
	177,436	201,013	23,576
⑥ 差入保証金	3,885,311	3,697,049	△188,261
資産計	8,411,619	8,246,934	△164,684

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑦ 工事未払金	973,049	973,049	－
⑧ 短期借入金	700,000	700,000	－
⑨ 未払金	332,798	332,798	－
⑩ 預り金	468,256	468,256	－
⑪ 長期借入金 (※ 2)	1,967,247	1,972,067	4,820
⑫ リース債務 (※ 2)	665,000	1,145,795	480,795
⑬ 預り保証金 (※ 3)	697,639	696,807	△831
負債計	5,803,990	6,288,775	484,784

(※ 1) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) 長期借入金、リース債務には1年以内返済予定長期借入金・リース債務も含まれております。

(※ 3) 預り保証金のうち、1,317,909千円は、金融商品に該当しないため、上記表には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金預金、② 完成工事未収入金、③ 介護事業未収入金
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④ 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。
- ⑤ 長期貸付金
回収可能性を反映した元利息の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑥ 差入保証金
回収可能性を反映した元金の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑦ 工事未払金、⑧ 短期借入金、⑨ 未払金、⑩ 預り金
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑫ リース債務

元金利の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑬ 預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表価額
非上場株式	36,486

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「④ 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県にて賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,104,273	1,170,379

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、土地については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であり、建物である償却性資産は帳簿価額であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

完成工事補償引当金	16,725千円
賞与引当金	25,099千円
未払事業税	10,031千円
減価償却費	7,681千円
投資有価証券評価損	7,748千円
貸倒引当金	3,859千円
固定資産減損損失	38,625千円
資産除去債務	6,239千円
転貸損失引当金	47,492千円
資産調整勘定	44,670千円
その他有価証券評価差額金	41千円
その他	27,720千円
繰延税金資産小計	235,937千円
評価性引当額	△68,175千円
繰延税金資産合計	167,761千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,707千円
前払年金費用	△37,195千円
資産除去債務に対応する費用	△2,253千円
繰延税金負債合計	△43,156千円
繰延税金資産の純額	124,605千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として施設サービス事業における事業所建物であります。

②リース資産の減価償却の方法

「1.重要な会計方針に関する注記（4）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物・構築物	1,658,381	580,433	1,077,948
計	1,658,381	580,433	1,077,948

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	25,747千円
1年超	1,342,350千円
計	1,368,097千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	90,600千円
減価償却費相当額	41,459千円
支払利息相当額	63,818千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	6,600千円
持分法を適用した場合の投資金額	208,505千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	34,710千円

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,849円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	311円58銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

新型コロナウイルスの流行による影響は、現時点で入手している情報より、その影響は限定的であると仮定して重要な会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月19日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 野 中 信 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 倉 郁 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、工藤建設株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月23日

工藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役 庄 司 盛 弘 ㊞

監 査 役 苫米地 邦 男 ㊞

監 査 役 水 上 亮比呂 ㊞

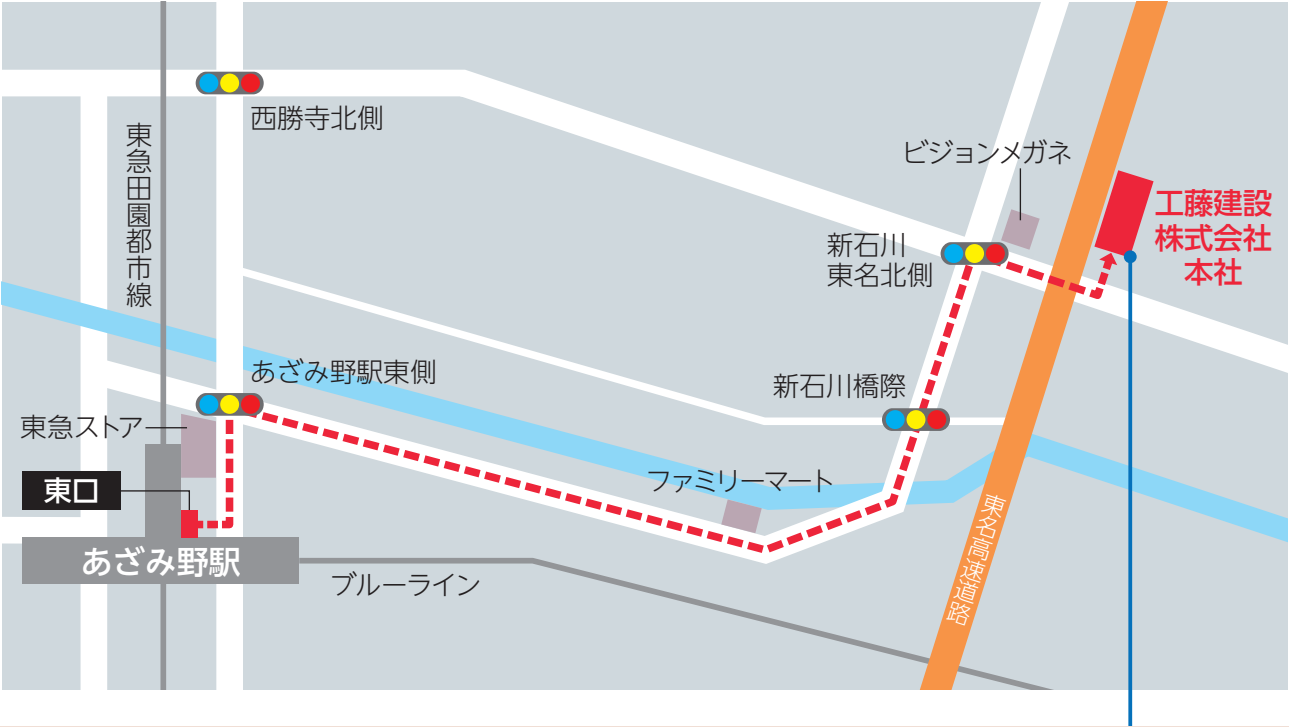
(注) 監査役 苫米地邦男、水上亮比呂は、会社法第2条第16号、第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以上

× 𐍄

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市青葉区新石川
四丁目33番地10
工藤建設株式会社 本社



日時

2021年9月28日 (火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

交通

東急田園都市線・横浜市営地下鉄ブルーライン
「あざみ野」駅下車 東口から徒歩約12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。